



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（5）（県民課）・・・・・・・・ 3
 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する
 事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（6）（地域振興課）・・・・・・・・ 14
 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
 （7）（健康政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改
 正する規則（1）（交通企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県個人情報保護審議会規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

行政不服審査法の全部改正及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正

趣旨について定めた規定中引用する鳥取県個人情報保護条例の条項を改める。

(2) 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正

ア 規則中引用する行政不服審査法の用語並びに鳥取県個人情報保護条例の条項を改める。

イ 個人情報非開示決定通知書等の様式中不服申立てについて教示する部分を改める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正

ア 規則中引用する行政不服審査法の用語を改める。

イ 公文書部分開示決定通知書等の様式中不服申立てについて教示する部分を改める。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めるとされた南部箕蚊屋広域連合が処理する事務を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則に基づく事務のうち、南部箕蚊屋広域連合が処理するものは、通所介護事業所の宿泊サービスに係る変更又は廃止の届出の受理とする。

(2) その他所要の規定の整理を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料の免除期間を延長する。

2 規則の概要

(1) 保健所における肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成29年3月31日（現行 平成28年3月31日）とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号) <u>第37条第7項</u>の規定に基づき、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年3月鳥取県条例第3号) <u>第37条第8項</u>の規定に基づき、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人情報の開示決定等の通知)</p> <p>第8条 条例第14条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第14条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 個人情報を保有していない旨の決定 個人情報不存決定通知書(様式第7号)</u></p> <p>3 条例第14条第6項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書(様式第7号の2)により行うものとする。</p> <p>様式第3号(第8条、第16条、第19条関係) 決定期間延長通知書 第 号</p>	<p>(個人情報の開示決定等の通知)</p> <p>第8条 条例第14条第2項 <u>(同条第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第14条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>3 条例第14条第5項の規定による通知は、個人情報不存決定通知書(様式第7号)により行うものとする。</u></p> <p><u>4 条例第14条第7項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書(様式第7号の2)により行うものとする。</u></p> <p>様式第3号(第8条、第16条、第19条関係) 決定期間延長通知書 第 号</p>

様
 年 月 日付で請求のあった個人情報の開示
 (訂正・利用停止) 請求については、鳥取県個人情報
 保護条例第14条第2項(第23条第2項・第24条の6第
 2項)の規定により、次のとおり決定期間を延長した
 ので通知します。
 年 月 日
 実施機関名 印
 略

様式第5号(第8条関係)
 個人情報非開示決定通知書
 第 号
 様
 年 月 日付で請求のあった個人情報の開示
 請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1
 項の規定により、次のとおり開示しないことに決定し
 たので、同条例第3項の規定により通知します。
 年 月 日
 実施機関名 印
 略

注 略
 (教示)
 この決定について不服がある場合は、この決定が
 あったことを知った日の翌日から起算して3か月以
 内に、(実施機関名)に対して審査請求をすること
 ができます。なお、この決定があったことを知った
 日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定
の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求
をすることができなくなります。
 また、この決定の取消しの訴えは、決定があった
 ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
 _____を被告として(訴訟において鳥取県を代表す
 る者は_____となります。)、提起することができ
 ます。なお、この決定があったことを知った日
 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過
 すると決定の取消しの訴えを提起することはできな
 くなります。ただし、この決定があったことを知った
 日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした
 場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請
求に対する裁決があったことを知った日の翌日
 から起算して6か月以内に提起することができます。
 備考 略

様式第6号(第8条関係)

様
 年 月 日付で請求のあった個人情報の開示
 (訂正・利用停止) 請求については、鳥取県個人情報
 保護条例第14条第2項及び第6項(第23条第2項・第
 24条の6第2項)の規定により、次のとおり決定期間
 を延長したので通知します。
 年 月 日
 実施機関名 印
 略

様式第5号(第8条関係)
 個人情報非開示決定通知書
 第 号
 様
 年 月 日付で請求のあった個人情報の開示
 請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1
 項の規定により、次のとおり開示しないことに決定し
 たので、同条例第3項の規定により通知します。
 年 月 日
 実施機関名 印
 略

注 略
 (教示)
 この決定について不服がある場合は、行政不服審
査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この
 決定があったことを知った日の翌日から起算して60
日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審
査請求)をすることができます。
 また、この決定の取消しの訴えは、決定があつた
 ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表す
 る者は鳥取県知事となります。)、提起することが
 できます。なお、この決定があったことを知った日
 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過
 すると決定の取消しの訴えを提起することはでき
 なくなります。ただし、この決定があったことを知
 った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て
(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの
 訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定
(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算し
 て6か月以内に提起することができます。
 備考 略

様式第6号(第8条関係)

個人情報部分開示決定通知書
第 号

様

年 月 日付で請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、同条例第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

注 略
(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第7号(第8条関係)

個人情報不決定通知書
第 号

様

年 月 日付で請求のあった個人情報の開示請求については、当該請求に係る個人情報を保有していないので、鳥取県個人情報保護条例第14条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

請求に係る個人情報

個人情報部分開示決定通知書
第 号

様

年 月 日付で請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示しないことに決定したので、同条例第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

注 略
(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第7号(第8条関係)

個人情報不存在通知書
第 号

様

年 月 日付で請求のあった個人情報の開示請求については、当該請求に係る個人情報が存在しませんので、鳥取県個人情報保護条例第14条第5項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

請求に係る個人情報

の内容	
請求に係る個人情報 を保有しない理由	
担 当 課	(電話)
備 考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第7号の2 (第8条関係)


決定期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第6項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

実施機関名 

略

様式第8号 (第11条関係)

個人情報開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第18条の2

の内容	
請求に係る個人情報 が存在しない理由	
担 当 課	(電話)
備 考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第7号の2 (第8条関係)

決定期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第7項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

実施機関名 

略

様式第8号 (第11条関係)

個人情報開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第18条の2

の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定したので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第11号 (第16条関係)

個人情報訂正決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定

の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定したので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第11号 (第16条関係)

個人情報訂正決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第12号（第16条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第12号（第16条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

（教示）

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算し

求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第14号（第19条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号

様

年月日付で請求のあった個人情報の利用停止請求については、鳥取県個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年月日

実施機関名



略

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第15号（第19条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号

様

年月日付で請求のあった個人情報の利用停止請求については、鳥取県個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止しない

て6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第14号（第19条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号

様

年月日付で請求のあった個人情報の利用停止請求については、鳥取県個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年月日

実施機関名



略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第15号（第19条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号

様

年月日付で請求のあった個人情報の利用停止請求については、鳥取県個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止しない

<p>ことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">実施機関名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(教示)</p> <p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して<u>審査請求</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、<u>決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u> </u>を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は<u> </u>となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に<u>審査請求</u>をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>備考 略</p>	<p>ことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">実施機関名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(教示)</p> <p>この決定について不服がある場合は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により</u>、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、(実施機関名)に対して<u>異議申立て(審査請求)</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に<u>異議申立て(審査請求)</u>をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その<u>異議申立て(審査請求)</u>に対する<u>決定(裁決)</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>備考 略</p>
--	---

(鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第4号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書部分開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>様</p> <p>年 月 日付で請求(提出の要請)のあった公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文書の開示)については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>様式第4号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書部分開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>様</p> <p>年 月 日付で請求(提出の要請)のあった公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文書の開示)については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第5号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年月日付で請求(提出の要請)のあった公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文書)については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年月日

職 氏 名

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関名)に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があった

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第5号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年月日付で請求(提出の要請)のあった公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文書)については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年月日

職 氏 名

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表す

ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
 _____を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は_____となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第6号（第3条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定しましたので、同条例第7条第3項の規定により通知します。

職 氏 名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
 _____を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は_____となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

る者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 略

様式第6号（第3条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定しましたので、同条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

<p>備考 略</p> <p>様式第7号（第3条関係） 公文書不存在決定通知書 第 号 様 年 月 日付で請求（提出の要請）のあった公文書の開示請求（特定出資法人が保有する文書）については、次のとおり（提出を拒まれ）その公文書（文書）を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。 年 月 日 職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（教示） この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、（実施機関名）に対して<u>審査請求</u>をすることができます。なお、<u>この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u> また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u> </u>を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は<u> </u>となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内に審査請求</u>をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その<u>審査請求に対する裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 備考 略</p>	<p>備考 略</p> <p>様式第7号（第3条関係） 公文書不存在決定通知書 第 号 様 年 月 日付で請求（提出の要請）のあった公文書の開示請求（特定出資法人が保有する文書）については、次のとおり（提出を拒まれ）その公文書（文書）を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。 年 月 日 職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（教示） この決定について不服がある場合は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により</u>、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、（実施機関名）に対して<u>異議申立て（審査請求）</u>をすることができます。 また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、<u>鳥取県</u>を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は<u>鳥取県知事</u>となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内に異議申立て（審査請求）</u>をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その<u>異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 備考 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 条例別表8の3の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）別表第1の6の表設備の項第5号の規定による届出の受理とする。</u></p> <p>5 条例別表8の4の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第45号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（米子市の区域においては、第1号及び第3号に掲げる事務に限る。）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>9 条例別表46の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>10 条例別表47の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第60号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第45号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（米子市の区域においては、第1号及び第3号に掲げる事務に限る。）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例別表47の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>9 条例別表48の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第60号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成29年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成28年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	
風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

鳥取県公安委員会規則第 1 号

鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県道路交通法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表第 2（第 7 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道河原 インター線</td> <td>八頭郡八頭町西御門地内一般国道 29号と接続する地点から鳥取市河 原町高福地内一般国道53号と接続 する地点まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">一般県道伏野 覚寺線</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市千代水二丁目地内安長北交 差点から同市松並町二丁目地内丸 山交差点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第 3 号の 2 の 2（第 9 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3</u>か月以内に鳥取県公安委員会に対して、<u>審査請求</u>をすることができます。なお、処分があつたことを知った日から<u>3</u>か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま</p>	路 線 名	区 間	略		一般県道河原 インター線	八頭郡八頭町西御門地内一般国道 29号と接続する地点から鳥取市河 原町高福地内一般国道53号と接続 する地点まで	一般県道伏野 覚寺線	鳥取市千代水二丁目地内安長北交 差点から同市松並町二丁目地内丸 山交差点まで	略		略	<p>別表第 2（第 7 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道河原 インター線</td> <td>八頭郡八頭町西御門地内一般国道 29号と接続する地点から鳥取市河 原町高福地内一般国道53号と接続 する地点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第 3 号の 2 の 2（第 9 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60</u>日以内に鳥取県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。なお、処分があつたことを知った日から<u>60</u>日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま</p>	路 線 名	区 間	略		一般県道河原 インター線	八頭郡八頭町西御門地内一般国道 29号と接続する地点から鳥取市河 原町高福地内一般国道53号と接続 する地点まで	略		略
路 線 名	区 間																				
略																					
一般県道河原 インター線	八頭郡八頭町西御門地内一般国道 29号と接続する地点から鳥取市河 原町高福地内一般国道53号と接続 する地点まで																				
一般県道伏野 覚寺線	鳥取市千代水二丁目地内安長北交 差点から同市松並町二丁目地内丸 山交差点まで																				
略																					
略																					
路 線 名	区 間																				
略																					
一般県道河原 インター線	八頭郡八頭町西御門地内一般国道 29号と接続する地点から鳥取市河 原町高福地内一般国道53号と接続 する地点まで																				
略																					
略																					

す。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）

（表）

略

注 略

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

（裏）

略

別記様式第6号（第10条の4関係）

略

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月

す。

備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）

（表）

略

注 略

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

（裏）

略

別記様式第6号（第10条の4関係）

略

教示 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

以内に鳥取県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

別記様式第9号（第19条関係）

略

備考 略

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起するこ

別記様式第9号（第19条関係）

略

備考 略

教示 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

とができます。なお、この場合においても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鳥取県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>不 指 定 通 知 書</p> <p>第 号</p> <p>（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人 にあつては、その代表者の氏名）</p> <p>様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった下記の施設 に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第 5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定 については、指定をしないので通知する。</p> <p>記</p> <p>1・2 略</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 印</p> </div> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して<u>3</u> <u>か月</u>以内に、鳥取県公安委員会に対して<u>審査</u> <u>請求</u>をすることができます。なお、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月</u>以内であっても、この処分があった日 の翌日から起算して1年を経過すると<u>審査請</u> <u>求</u>をすることができなくなります。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥 取県を代表する者は鳥取県公安委員会とな ります。）、提起することができます。なお、 この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内であっても、この処分の 日から1年を経過すると処分の取消しの訴え を提起することができなくなります。ただ し、処分があったことを知った日の翌日から 起算して<u>3か月</u>以内に<u>審査請求</u>をした場合に は、処分の取消しの訴えは、当該<u>審査請求</u>に</p>	<p style="text-align: center;">様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>不 指 定 通 知 書</p> <p>第 号</p> <p>（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人 にあつては、その代表者の氏名）</p> <p>様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった下記の施設 に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第 5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定 については、指定をしないので通知する。</p> <p>記</p> <p>1・2 略</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 印</p> </div> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して<u>60</u> <u>日</u>以内に、鳥取県公安委員会に対して<u>異議申</u> <u>立て</u>をすることができます。なお、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u>以内であっても、この処分があった日 の翌日から起算して1年を経過すると<u>異議申立</u> <u>て</u>をすることができなくなります。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥 取県を代表する者は鳥取県公安委員会とな ります。）、提起することができます。なお、 この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内であっても、この処分の 日から1年を経過すると処分の取消しの訴え を提起することができなくなります。ただ し、処分があったことを知った日の翌日から 起算して<u>60日</u>以内に<u>異議申立て</u>をした場合に は、処分の取消しの訴えは、当該<u>異議申立て</u></p>

対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

様式第5号（第4条関係）

指 定 取 消 通 知 書
第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人
にあつては、その代表者の氏名）

様

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項の規定に基づき、
年
月 日付第 号で指定した下記の施設に係る指定特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1～3 略

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査
請求をすることができます。なお、この処分
があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内であっても、この処分があった日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請
求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か

に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

様式第5号（第4条関係）

指 定 取 消 通 知 書
第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人
にあつては、その代表者の氏名）

様

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項の規定に基づき、
年
月 日付第 号で指定した下記の施設に係る指定特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1～3 略

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ら起算して6か月以内に提起することができ
ます。なお、この場合においても、当該審査
請求に対する裁決の日から1年を経過すると
処分の取消しの訴えを提起することができな
くなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とす
ること。

様式第7号（第5条関係）

報 告 等 要 求 書
第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人
にあつては、その代表者の氏名）
様

第25条第1項
遺失物法（平成18年法律第73号） 第25条第2項
報 告

の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を
保管物件の提示
求めます。

記

1～4 略
年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査
請求をすることができます。なお、この処分
があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内であっても、この処分があった日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請
求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以
内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥
取県を代表する者は鳥取県公安委員会とな
ります。）、提起することができます。なお、
この処分があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内であっても、この処分の

備考1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条
第2項ただし書の規定により異議申立てをす
ることができる場合は、行政不服審査法（昭
和37年法律第160号）の規定による異議申立
ての教示も併せて書面により行うこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番と
すること。

様式第7号（第5条関係）

報 告 等 要 求 書
第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人
にあつては、その代表者の氏名）
様

第25条第1項
遺失物法（平成18年法律第73号） 第25条第2項
報 告

の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を
保管物件の提示
求めます。

記

1～4 略
年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して60
日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申
立てをすることができます。なお、この処分
があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内であっても、この処分があった日
の翌日から起算して1年を経過すると異議申立
てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以
内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥
取県を代表する者は鳥取県公安委員会とな
ります。）、提起することができます。なお、
この処分があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内であっても、この処分の

日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

様式第8号（第6条関係）

指 示 書

第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人
にあつては、その代表者の氏名）

様

第26条第1項
遺失物法（平成18年法律第73号）
第26条第2項

の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1～3 略

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から

日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

様式第8号（第6条関係）

指 示 書

第 号

（氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人
にあつては、その代表者の氏名）

様

第26条第1項
遺失物法（平成18年法律第73号）
第26条第2項

の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1～3 略

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から

起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。